

ドライブレコーダー管理運用規程

(目的)

第1条 この規程は、従業員の安全運転意識の向上による事故等の未然防止と事故等における責任の明確化及び処理の迅速化を図るため、ドライブレコーダーを設置し、その効果的かつ適切な運用を図ることを目的に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによるものとする。

- ①. 社用車両 会社の業務に使用する車両をいう。
- ②. ドライブレコーダー 車両に設置し、車両全方向及び車内の映像、音声及び走行情報を記録する機器をいう。
- ③. 電磁的記録媒体 映像及び音声を電磁的方法により記録できるメモリーカード等の媒体を言う。
- ④. データ ドライブレコーダーにより記録された映像、音声及び走行情報を言う。

(統括管理責任者等の設置)

第3条 ドライブレコーダー及びデータの適正な管理運用を図るため、統括管理責任者、管理責任者及び操作取扱者を置く。

2 統括管理責任者の事務内容は、次のとおりとする。

- ①. 統括管理責任者 ドライブレコーダー及びデータを統括管理し、操作取扱者の指定及び解除を行う。
- ②. 管理責任者 ドライブレコーダー及びデータを適正により扱うこと。
- ③. 操作取扱者 統括管理責任者の指示によりドライブレコーダーを操作し、データを解析すること。

(ドライブレコーダーの設置)

第4条 ドライブレコーダーは、社用車両に設置するものとし、ドライブレコーダーを設置している旨を車両内外に掲示し周知する。

2 ドライブレコーダーの設置作業は、統括管理責任者が指定した者が行う。

(ドライブレコーダーの操作)

第5条 統括管理責任者以外の者によるドライブレコーダーの操作及び取扱を禁止する。

2 社用車両の運転者は、運転を開始する前に、設置されたドライブレコーダーが正常に作動することを確認することとし、正常に作動しない場合は、その旨を、統括管理責任者に報告し、その指示に従うものとする。

3 社用車両の運転者は、設置されたドライブレコーダー、電磁的記録媒体及びこれらに記録されているデータについて設置場所を含む全ての設定を、内容等に変更を加えてはならない。

(データの保管)

第6条 データは、加工又は複写をすることなく記録時の状態のまま保管する。

2 データを保存したパソコン及び電磁的記録媒体にはパスワードを設定し、データの漏洩、滅失、損傷、改ざん及び不正利用を防止する。

(データの利用)

第7条 収集したデータの検索、閲覧、複製及び持ち出しは、ドライブレコーダーの設置目的を達成するためのみに行うものとする。

- 2 統括管理責任者以外の者によるデータの検索、閲覧、複製及び持ち出しを禁止する。
- 3 データの解析及び閲覧は、統括管理責任者が指定したパソコンに限定し、操作取扱者が行うものとする。

(第三者への提供)

第8条 統括管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、外部に提供してはならない。

- ①. 法令に基づく場合
 - ②. 交通事故又はトラブルの状況及び原因を明らかにするために、捜査機関から文書により提供を求められたとき。
- 2 前項により、閲覧者等は、以下の内容を記載した文書を提出することとし、統括管理責任者が提供する映像等の範囲は必要最小限に留めるものとする。
- ①. 要請者氏名
 - ②. 要請者住所及び連絡先
 - ③. 使用目的及び根拠法令
 - ④. 必要な映像等が撮影されている時間帯
 - ⑤. 第9条に規定する義務に同意した旨
 - ⑥. その他必要な事項

(守秘義務)

第9条 統括管理責任者は、ドライブレコーダーによって撮影された映像等から知り得た情報を他人に漏らしてはならない。統括管理責任者でなくなった後においても同様とする。

- 2 閲覧者等は、映像等から知り得た情報を他人に漏らしてはならない。

(業務委託)

第10条 ドライブレコーダー及びデータの保管等を外部に委託する場合には、受託者に対して、ドライブレコーダー及びデータの保管等について本規程に定める内容を遵守させなければならない。

- 2 前項の場合には、受託者が本規程に定める内容を遵守することについての覚書を作成し、保管するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ドライブレコーダーの管理に関し必要な事項は、統括管理責任者が別に定める。

附則

(施行日)

この要綱は令和____年____月____日から施行する。